

## 嶺北消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定

### 第1 改正の背景

平成25年8月15日、京都府福知山市で行われた花火大会において、死者3名、負傷者56名という甚大な被害を伴う火災が発生しました。この火災は、花火大会に出店していた露店の関係者が、発電機にガソリンを補給しようとしたところ、ガソリン携行缶からガソリンが噴出して周囲の観客に降りかかるとともに、露店の方向にも噴出し、露店で使用していたガスコンロの火が噴出したガソリンに引火し爆発したもので、露店で使用していたガスコンロが出火原因の一つであると考えられています。

また、この火災において人的被害が拡大した要因は、次のようなことが考えられています。

- 1 観客席、露店、発電機及びガソリン携行缶の配置場所が近接しており、火災予防上の観点から配置場所が適切ではなく、また、それを確認する体制となっていなかったこと。
- 2 主催者等から個々の露店に対して火災予防上の指導をどのように行うのかが明確ではなく、火気器具の管理については個々の露店主に委ねられていたこと。

### 第2 嶺北消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定

消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号。以下「改正政令」という。）が平成25年12月27日に公布され、火災予防条例（例）の一部改正について（平成26年消防予第20号。以下「改正例」という。）が平成26年1月31日に発出されたことにより、嶺北消防組合火災予防条例（平成17年条例第4号。以下「条例」という。）の一部を改正するものであります。

今回の改正は、平成25年8月15日に、京都府福知山市において発生した花火大会火災を踏まえ、火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具（以下「対象火気器具等」という）の取扱いに関する規定の整備のほか、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、大規模な催しを主催する者に対して、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務の計画の作成等が義務付けられ、改正政令及び改正例において必要な整備が図られたことから、条例についても次のとおり所要の改正を行うものであります。

1 対象火気器具等の取扱いの基準に関する事項

対象火気器具等を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合に消火器の準備をした上で使用することとしました。

2 屋外催しに係る防火管理に関する事項

(1) 指定催しの指定

消防署長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当するもので、火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならないこととしました。

また、指定した際に通知すること等、手続きに関することを定めました。

(2) 屋外における催しの防火管理

(1) の指定催しを主催する者は、防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に従って火災予防上必要な業務を行わせなければならないこととしました。

また、原則として当該催しを開催する日の14日前までに当該計画を消防機関に提出しなければならないこととしました。

3 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に関する事項

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して露店等を開設する場合は消防機関に届け出なければならないこととしました。

4 罰則に関する事項

改正後の条例第42条の3の規定による火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者に対し、罰則を科することとしました。なお、両罰規定も含むものとした。

5 施行期日に関する事項

施行期日は、平成26年6月1日としました。

6 経過措置に関する事項

この条例の施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについては、改正後の条例第42条の2及び第42条の3の規定は適用しないものとした。

## 7 その他

条例の一部を改正する条例の施行に伴い、条例の規定に基づく「屋外における催しのうち大規模なものとして消防長が定める要件について（以下「告示」という）」の制定を公布しました。なお、その内容は次のとおりです。

屋外における催しのうち大規模なものとして消防長が定める要件は、次の（１）及び（２）の要件を満たす屋外催しとする。

- （１） 大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催するもので、１日当たりの人出予想が１０万人以上である催しであること。
- （２） 主催する者が出店を認める露店等の数が１００店舗を超える規模の催しとして計画されている催しであること。

[※条例に係る閲覧はこちらです。](#)

[※告示に係る閲覧はこちらです。](#)

嶺北消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定等について、不明な点がございましたら、下表に記載の消防本部又は最寄りの消防署へお問い合わせください。

消防本部・消防署	連絡先	所在地
嶺北消防本部	0776-51-0119	坂井市春江町随応寺17号10番地
嶺北消防署	0776-51-0911	坂井市春江町随応寺17号10番地
嶺北あわら消防署	0776-73-0119	あわら市花乃杜5丁目2番3号
嶺北丸岡消防署	0776-66-0119	坂井市丸岡町一本田5字36番
嶺北三国消防署	0776-82-6119	坂井市三国町中央1丁目1番36号